

プライバシー入門

ケビン・マックニッシュ¹

出典

Macnish, K., “Introduction to Privacy,” *Data, Privacy and the Individual*, 2019.²

凡例

紹介者の判断で、原文の一部を箇条書きの形でまとめた。太字と下線による重要箇所の強調も紹介者によるものである。

簡単な紹介

本論文では、プライバシーに関する哲学的・法的な論点が次の順序で簡潔にまとめられている。まず「歴史の概観」では、アメリカ合衆国最高裁判所の判決におけるプライバシー概念の登場・発展、プライバシーの意味・範囲・価値をめぐる哲学的な論争、プライバシーに関する欧州法の変化が順に確認される。次に「プライバシーとは何か」では、第一に、プライバシーを情報へのアクセスのコントロールであるとする見解が批判され、第二に、プライバシーが情報だけに関わるものではないという点が指摘され、第三に、個人の自律や試行や尊厳を保障し、民主的な社会を実現するというプライバシーの価値が主張される。さらに「プライバシーの権利は存在するか」では、プライバシーの権利は存在するが、それは絶対的なものではなく、また部分的には同意により譲渡可能であるということが主張される。最後に「通俗的議論」では、プライバシーを安全と対置し後者をより重要であるとする議論、および不正なことを何も行っていない人は監視を恐れる必要は全くないとする議論が、それぞれ複数の点で誤っていると指摘され、プライバシーを犠牲にして監視を増大させることに、そのような議論を根拠として賛成することはできないと結論される。

要約

¹ オランダのトゥウェンテ大学哲学科で助教授を務める。プライバシーや監視、安全をめぐる倫理を専門にしている。

² データ経済の成立によって生じた、プライバシーへの脅威という現代的な課題を踏まえ、Carissa Véliz が代表者となって遂行した研究プロジェクト。その研究成果として、全体報告書に加え、質問調査報告書、そして7本の独立の論文が発表されているが、ここではプライバシーに関する論考を紹介する。(https://www.ie.edu/cgc/research/data-privacy-individual/)

はじめに

本稿はプライバシーをめぐる哲学的・法的思考に入門するためのものである。プライバシーの歴史の概観、プライバシーの意味についての考察、プライバシーの権利は存在するかという問題についての考察、通俗的だが欠点のある、プライバシーをめぐる 2 つの議論の検討、という順序で話を進める。

歴史の概観

プライバシーが今日どのようなものとして考えられているのか、それはなぜかということを十分に理解するためには、プライバシーをめぐる法的・哲学的思考の発展の歴史を概観するのが有用である。プライバシーは歴史上ほとんどの社会で主要な問題とされてきたのだが、それを定義しようとする学術的な論考が初めて出版されたのは、1890 年になってからのことである。

- ◆ 1890 年、ウォレンとブランダイス「プライバシーの権利」：パブリックな役人のプライベートな集まりを監視する手段の増大に反応、プライバシーを「放っておいてもらう (to be let alone)」 一般的権利の一例であると主張。以降、主にアメリカ合衆国最高裁判所の判決の中でプライバシーが定義・適用されるようになる。
- ◆ 1928 年、オルムステッド対合衆国：警察によるプライベートな電話の傍受はプライバシーの侵害ではないとする。
- ◆ 1967 年、カツツ対合衆国：警察によるパブリックな電話（公衆電話）やプライベートな電話の傍受はプライバシーの侵害であるとする。
- ◆ 2010 年代、乗り物に搭載される追跡技術の使用、携帯電話の情報へのアクセスに関して新しい判決が下される。

オルムステッド判決以降、ほとんどの最高裁判決は、国家が市民のプライベートな生活に干渉できる範囲を制限してきた。

合衆国最高裁の判決は、これまでプライバシーを論じる者の多くがアメリカ人であったために、またプライバシーに関する判決の多くが、他の国より早く合衆国で採用される新しい技術に由来するものであったために、世界的な議論においても重要である。欧州議会も後者の点では進んでいるが、対照的に中国やアフリカの国々では適切なプライバシー保護がほとんどなされていない。

哲学的な議論としては、1975 年に *Philosophy and Public Affairs* に掲載された 3 本の論文が以降数十年間続いていく論争の術語を用意した。

- ◆ 1975 年、トムソン「プライバシーの権利」：プライバシーの権利なるものが存在するという主張に反対、プライバシーは他の諸権利の束として理解されうると主張。
- ◆ 1975 年、スキャンロン「トムソンにおけるプライバシー」：トムソンに反対し、パブリックな場、自宅、個人と、事柄がある人に近づいていくほどプライベートになるというような、ゾーニングの問題としてプライバシーを論じる。

- ◆ 1975年、レイチェルズ「プライバシーはなぜ重要か」：より親密な関係ほどプライベートな詳細情報への障壁が少なくなるというように、関係を規定する手段であることがプライバシーの価値であるとする。

他にも様々な論点がある。

- ◆ プライバシーは情報の問題か、それともプライバシーには情報に依存しない面があるのか。ドイルは後者の立場を取り、ポルノ俳優でも覗き屋に裸を見られればプライバシーが侵害されたことになる、という例を根拠に挙げる。
- ◆ ドイルは同じ論文で、プライバシーに何らかの固有の (inherent) 価値があるのかを疑問視し、いかなる悪影響もない仕方で、通常の意味においてプライベートな行為が目撃された場合、なんら不正なことは生じていないと主張している。プライバシーという覆いにより、家庭内暴力から女性や子どもを保護するための国家の介入が妨げられることを懸念し、フェミニストたちもまたプライバシーの明確な価値を疑問視してきた。
- ◆ プライバシーはプライベートと見なされるものへのアクセスの問題なのか、そのようなアクセスのコントロールの問題なのか。コントロール説を取れば、私の同意なく私の日記を持っている人は私のプライバシーを侵害していることになるが、アクセス説を取れば、その日記が読まれない限りプライバシーは侵害されていないことになる。
- ◆ ソロブはプライバシーという言葉の16の異なる語法を発見しつつ、プライバシーの概念自体は明確に定義されえないにもかかわらず、その概念に含まれる家族的な諸価値を認識するというウィトゲンシュタイン的なアプローチを提案している。
- ◆ ニッセンボームは正義の領分というウォルツァーの考え方に接近し、プライバシーは様々な文脈に応じて適切なものになると主張している。

合衆国の法と同様に、欧州法も技術の発展に、とりわけインターネットに促されてきた。

- ◆ 1995年、データ保護指令：同意の必要など、データ収集に関する7つの原則を確立。ただし拘束力はなく、データプライバシー法の内容は国により異なっていた。
- ◆ 2016年、一般データ保護規則（GDPR: the General Data Protection Regulation）：2018年に施行。ヨーロッパ全域でのより厳密な標準化を実施、データ保持のためには関連する個人の明示的な許可が必要であるとする。さらに、そのデータをアクセス可能な状態にしておくことがパブリックな利益となるわけではない場合に、望むなら自分に関連するデータをパブリックなアクセスから消去できる、といういわゆる「忘れられる権利」を諸個人に付与。「特定されたあるいは特定可能な自然人（「データ主体」）に関連する情報」として定義される、パーソナルデータの保護に関心を払っている。

以上を要するに、ここ130年で、とりわけここ50年で、プライバシーをめぐる大きな動きが見られたということである。それ以前はプライベートな情報であったものに国家や企業などがアクセスするのを可能にする技術の発展をきっかけとして、頻繁に法的決定がなされてきたし、典型的にはそのようなアクセスを制限するという仕方で対応がなされてきた。哲学的な論争はプライバシーの意味、範囲、価値に焦点を当てる傾向があった。

プライバシーとは何か

すでに見たように、プライバシーの正確な定義と限界をめぐっては激しい論争が生じている。その選択肢となる立場を明らかにするために、本節では上で述べた議論のいくつかを、とりわけプライバシーはアクセスかコントロールか、それは情報だけに関わるものか、なぜそれには価値が認められるべきか、という点についての論争を見る。

コントロール説によれば、自分に関する情報をコントロールできる場合に、私はその情報をプライベートなものと考えることができる。よって、アメリカ合衆国国家安全保障局が私の E メールを収集すれば、それが読まれたか否かにかかわらず私のプライバシーは減ることになる。私が合衆国に対してテロを計画しているのでないような場合、自分に関するデータのコントロールのそのような減少は不正であり、私のプライバシーの権利は侵害されたことになる。

これに対しマックニッシュは、攻撃を受けることへの主観的かつ根拠のある恐怖が、実際に攻撃されることとは異なるように、コントロールの減少によるプライバシーの喪失への主観的かつ根拠のある恐怖は、実際の喪失があったと言うために十分ではない、と異議を唱える。

次に、プライバシーは情報だけに関わるものか。上述のドイルのポルノ俳優の例は情報に関係しないプライバシー侵害がありうることを示しており、次のような同様の例を考えることもできる。毎晩厳密にルーティンを維持する俳優の寝室を、毎晩覗き屋が覗くとする。覗き屋は数晩で俳優のルーティンに気づくが、覗きを続ける。それ以降に覗き屋が得る情報は取るに足りないものだが、私たちはそれでも俳優のプライバシーの侵害は毎晩生じたのだと考えるだろう。

情報に関係しないプライバシー侵害の別の例は、スペースに関するものである。プライバシーの他の面と同様、別の人が侵入してはならないプライベートなスペースの範囲は人や文化により異なるが、にもかかわらずプライベートなスペースという一つ概念はある。パーソナルスペースの重要性は、人々の移動の追跡について考える際にも踏まえらるべきである。

プライバシーの拡張は、決定に関するプライバシー、決定をプライベートなものにとどめておく権利、共和主義的プライバシーといったものにつながっていく。新共和主義のアプローチを取るペティットは、プライバシーは非支配により特徴づけられる民主制にとって必須の前提条件であると主張している。ある体制が支配しないものであるためには、投票が個々の投票者にとってプライベートなものにとどまっていることが必要である。

以上のような拡張により私たちは、なぜプライバシーが高く評価されるのかという問いへと導かれる。プライベートであると考えられるものは世代により変化し、世界中で様々に異なって経験される一方、これまで研究されてきたあらゆる社会はプライバシーを一つの価値と考えているようだ。

ドイルの示した「完璧な覗き屋」の例を受け、プライバシーに何らかの価値があるのかを疑問視する人もいるかもしれない。地球から 100 光年離れたところにいる異星人があなたの生活や思考に完全にアクセスできるとし、しかしその情報が異星人のもとに届くときにはあなたはすでに死んでいるとしよう。その異星人が取った行為が地球に影響を及ぼすときにはあなたの子どもや孫も死んでおり、したがってあなたのことを覚えている人には何も悪影響がないとしよう。ここでのドイルの論点は、プライバシーはそれがある人(あるいはその人のことを覚えている人)を危害から保護する場合にのみ価値がある、ということである。よって、プライバシーは内在的ではなく道具的に価値があるということになる。

いずれにせよ、プライバシーは諸々の利益を保護するのに役立つものである。最も基本的なレベルでは、私のプライバシーは、自分が恥ずかしいと思う、あるいは自分の評判を傷つけうる、自分についての特定の情報に、あなたはアクセスできないという安心感 (a sense of security) を私に与える。こうして、自分のプライベートな言動が将来自分を悩ますことはないと認識することで、内在的にも道具的にも価値があると考える自律というものを、私は経験することができるようになる。例えば、上司に気づかれれば差し障りがあるとしても、休日に羽目を外すことができるようになる。自分の生活の一面をプライベートなものとしておくという私の決定を、それらの一面にどれほど興味を持っているとしても、あなたが尊重するというのもまた、私の自律に影響を与えうる。

また、プライバシーによって、私は比較的安全に試行を行うことができる。自分の仲間の集団とは調和しないかもしれない政治的見解を調べ、自分のセクシュアリティを探り、自分の生きている社会では禁じられているかもしれない試行を他の場所で行うことができる。こうした試行が広く知られることになれば、私は自殺したくなるほどひどく恥ずかしさを感じるかもしれないし、そうした決定に反対する国家や共同体に殺害される危険に陥るかもしれない。試行をプライベートなものにとどめておくことで、私が安全を獲得し、また社会がある程度の多様性を備えることが可能になる。最後に、私のプライバシーは私の尊厳を保護する。パブリックな場において、ドアのない小部屋のトイレの使用を強制されれば、私はひどい屈辱を受けたことになるだろう。セックスをさせられたり裸にされたりといったことについても同じことが言える。これらは全て恥ずかしいものとなりうる活動であり、そうした活動のために私たちは、礼儀正しいふるまいの外側でプライバシーを与え合っているのである。

プライバシーの価値は個人にとっての価値にとどまらない。秘密投票が民主制にもたらす利益は広く認められているし、抗議のような、民主制において正当と認められている活動についても同様のことが言える。投票や抗議が十分に機能するためには、国家の報復を恐れることなくそれが秘密裏に行われうることが不可欠である。よって、プライバシーが減少すれば民主制は貧しくなると言える。

国家は個人に刑罰を科すことができるが、企業もまた、例えば内部告発者のような、企業に危害を加えていると考えられるような個人を解雇したりのけ者として扱ったりすること

ができる。さらに、そのような疑いのある従業員のプライバシーを侵害する仕方で監視を行うことができる。

さらにここ 15 年で、ソーシャルメディアのデータの出現により、企業は従業員のみならず消費者も監視するようになっている。それによって企業がよりパーソナライズされたサービスを消費者に提供することが可能となった一方、ときに消費者が認識し、同意することもないままその人の生活についての情報を企業が入手することも可能になった。近年起こったケンブリッジ・アナリティカのスキャンダルでは、プライベートな利害関心に基づく、目標ごとに個別の広告により、政治のプロセスを操作することが試みられた。

企業による監視への懸念に対しては、次のような 2 つの標準的な反対意見がある。第一に、従業員や消費者が使うハードウェアやソフトウェアは企業に属するものであり、悪用されないようそうしたハードウェアやソフトウェアに企業がアクセスするのは理にかなったことである。第二に、ネットワークのスムーズな運営のために、とりわけサイバーセキュリティという目的のためにアクセスは必要であり、ハッカーの徴候である異常なふるまいを特定するためには「正常な」従業員や消費者のふるまいのプロファイリングが必要である。

しかし、地主は所有権を持っていたとしても、借地人が住んでいる間は野放しの所有権を持つわけではない。借地人にはプライバシーが与えられており、企業の従業員や消費者も同様である。サイバーセキュリティに関わる懸念はたしかに重要な論点ではあるが、ドメインネームサーバーのレベルを超えてあらゆるキーの動きやウェブブラウジングを監視せずとも、典型的な従業員のプロフィールを構築することはできる。さらに、Facebook のようなソーシャルメディアのサイトで構築されている「シャドープロフィール」、すなわちユーザーでない人のプロフィールの使用をめぐる問題もある。近年、セキュリティの点からそれを使用することの正当性が主張されてきているが、同意している従業員から得た情報により典型的なユーザーのプロフィールを構築することに比べ、そのサイトを訪れたことすらない、同意していない者から得た情報により典型的な攻撃者のプロフィールを構築することを、理にかなったことだと言うのははるかに困難である。

「プライバシーは死んだ」などとも言われているが、個人にとっても社会にとっても、プライバシーの価値は明確である。それがなければ、私たちの生活はより安全でないものに、社会はより民主的でないものになる。よって、プライバシーが技術により脅かされているように見えるときには、プライバシーにとっての危険とその技術の価値とを比較するパブリックな議論が生じることが不可欠である。実際、すでに見たように、合衆国の法では長距離カメラレンズ、電話、GPS 追跡装置、携帯電話の発展に伴ってそのような議論が生じてきたし、スノーデンの告発やケンブリッジ・アナリティカのスキャンダルは、インターネットにおけるプライバシーが諜報機関や企業によって危うくされうることを示すものであった。

プライバシーの権利は存在するか

私たちはプライバシーの権利なるものを持っているのだろうか。世界人権宣言でも欧州

人権条約でも、プライバシーは人権の一つとして認められている。加えて、見てきたように、プライバシーは個人と社会の利益に含まれるとともに、両者の自律の一つの表現でもある。これらのことが全て合わさって、プライバシーを基本的な権利として認めることへの強力な擁護論を成している。

とはいえ、プライバシーを絶対的な権利と見なすのは奇妙だろう。社会における個人や集団の正当なプライベートな利益と、公衆を危害から保護するという正当な国家の利益との間でうまくバランスを取る必要がある。世界人権宣言も欧州人権条約もプライバシーを絶対的な権利ではなく、国家や安全の利益により和らげられるような権利と見なしている。

すると、誰かのプライバシーを減らすことが正当であるのはどのような場合だろうか。監視の倫理学は、ある監視行為が正当化どうかを考える際に踏まえらるべき事柄のリストについて思案しているが、ある程度以上の意見の一致は見られない。

プライバシーが絶対的なものではないが権利であるとして、個人はどの程度、その権利を放棄できるのだろうか。すなわち、プライバシーの権利は譲渡不可能なものだろうか。リアリティショーの出演者のように、その権利を放棄する人がいることはたしかである。しかしながら、実際にプライバシーの権利を放棄する人がいるという事実は、彼らはそうすることができるべきであったということの意味しない。プライバシーの放棄を防ぐ試みが非常にパターンリスティックなものになるのではないかという懸念もあるが、誰も他人のプライバシーだけでなく自分自身のプライバシーをも尊重していることで可能になる保護もある。例えば、異性愛者の全員が自分が異性愛者であることを公言するなら、それ以外の人異性愛者でないことは容易に推測されてしまうだろう。すると、プライバシーには譲渡不可能な面があることになる。とはいえ、プライバシーのあらゆる面を譲渡不可能だと考えるのは奇妙だろう。もしそうであれば、プライベートな思考を共有することは一切できないということになってしまうからである。

少なくともいくつかの面でプライバシーが放棄されうるとすれば、同意というものが重要になってくる。同意があれば、より一層多くのプライバシーが、必ずしも危害と見なされることなく減らされうる。私が自伝の出版を決定することで私のプライバシーが減るのは問題にならないが、私の許可を得ないままあなたが私の伝記を出版すれば、私のプライバシーは重要な意味で損なわれたことになる。

いわゆる「プライバシーパラドックス」においても同意をめぐる問題が発生する。これは、自分はプライバシーを高く評価していると主張しつつも、自分に関する大量のパーソナルデータをオンライン上で放出している人に関するものである。プライベートなデータを手放すことに進んで同意しているのであれば受領者がそのデータを使うことに不平を言うのは困難だが、データは最小限の同意契約に基づくポイントカードの仕組みを導入している会社にも入手されているのである。そのような場合には、プライバシーが同意により手放されたのだと主張することは困難だろう。

通俗的議論

以下ではプライバシーに関して頻繁に用いられる2つの議論について考察する。第一に、プライバシーと安全を、それらの保障がゼロサムゲームの関係にあるような正反対のものと見なし、その上で安全をより重要であるとする議論である。第二に、もし不正なことを何も行っていないならば、自分のプライバシーの減少を恐れる必要は全くないだろうという議論である。

第一の議論は、国家による安全の追求はその市民の監視によってなされるという理解から導出される。スノーデンが告発したように国家安全保障局は合衆国の市民の携帯電話の国内通話記録を収集していたが、テロ行為から市民の安全を保障するために、そのようなデータ収集は必要であると主張される。いくらかのプライバシーは、社会のより大きな善のために差し控えられることが必要なのである。

この議論では、私のプライバシーと社会の安全が対置されている。必要な費用を払うことなく安全という利益を得るフリーライダーの存在はたしかに受け入れがたいだろうが、事態はそれほど単純ではない。

第一に、プライバシーと安全はそれほど簡単に切り離せるものではない。すでに見たように、私が自分のプライバシーを評価するのは、部分的にはそれが私に安全を提供するからである。

第二に、社会の全員が、同程度の安全を得るために同程度のプライバシーを失うというようなことはめったにない。(移民のような)特定の集団はより疑われやすく、ゆえにプライバシーが奪われやすいが、それにより提供される安全はそのような集団のためのものではないだろう。特権を有する人がその地位を保つために、傷つきやすい人がより傷つきやすくさせられるという不均衡が存在するのである。

第三に、人々がプライバシーより安全を選好するということは常に事実であるわけではない。プライバシーの尊重をその中心的な部分とする、リベラルで民主的な生き方を維持する権利のために、戦争が戦われたこともあった。

2つ目の議論は、もし不正なことを何も行っていないならば、監視を恐れる必要は全くないだろうというものであった。この議論も複数の点で間違っている。第一に、それは客観的かつ不変的な「不正」の基準の存在を前提にしている。しかし実際には、何が不正だと考えられているかという問題は政治的な次元を有していることが頻繁にある。

第二に、この議論は無警戒なほどに監視する権力者を信頼している。権力者が不可謬だとわかっているならこのことは理にかなっているが、それは決して事実ではありえない。実際、民主制の価値の一つは、それが国家の濫用の可能性を認め、公衆が濫用の発生に対応できるよう、説明責任という手段を提供していることである。上述のように、企業もまた濫用の主体でありうるが、企業に説明責任を負わせるためには、従業員や消費者のプライバシーを保護する法が必要になる。

第三に、この議論は私が何かを隠す必要があるとすれば、私は何らかの不正を行ったに

違いないということを含意しているが、これは明らかに事実ではない。トイレのドアを閉めること、夜にカーテンを閉めること、日記を書くことは不正ではない。にもかかわらず、私がそれらの活動をプライベートに行えることは私にとって価値があるのだ。

したがって、これらの通俗的議論はともに深刻な欠点を有しており、プライバシーの欠如から生じる深刻な問題を見落とししていると言える。社会における監視についての決定を評価する際に、このことは重要になる。これらの通俗的議論は監視の増大を支持する人に使用されてきたものだが、プライバシーを犠牲にして監視を増大させるのに賛成する、あるいは反対するためには、より強固な理由を用意すべきである。

結論

本稿では、プライバシーをめぐる学問の近年の歴史を法的・哲学的な議論として考察した。次に、正確な意味でのプライバシーの性質と価値、プライバシーが保障するものをめぐる現代の論争を見た。さらに、プライバシーの権利なるものが存在するかについて考察し、存在すると考えるのが理にかなっているが、その権利は絶対的なものでも、完全に譲渡不可能なものでもないとした。最後に、プライバシーと監視に関する2つの通俗的議論を検討し、いずれもが深刻な問題を見落とし、危険な前提を含み、望ましくない帰結をもたらすことを確認した。

(林和雄)